概　要

「業務量管理・健康確保措置実施計画」
黒部市立学校の教育職員における働き方改革推進プランの策定について

1　計画の趣旨

令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、2029 年度までに教員の時間外在校等時間を月 30 時間程度に削減することが明確に示された。また、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられた。そのため、「黒部市立学校の教育職員における働き方改革推進プラン」を策定するもの。

2　計画期間

令和８年度から令和 10 年度

3　目標

（１）　時間外在校等時間に関する目標

ア　１か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員をゼロにする。
令和６年度　45.0%　　→　**令和 10 年度　０％**

イ　１年間における１か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする。
令和６年度　41.4 時間　→　**令和 10 年度　30 時間以下**

（２）　ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ウ　年間の年次有給休暇においては、５日以上取得することとし、平均取得日数を 10 日以上にする。

エ　ストレスチェックにおける心理的な仕事の負担（量・質）及び身体的な仕事の負担度を全国平均以下とする。

オ　ストレスチェックにおける健康リスクの値を 100 以下とする。

カ　教育職員が、子どもたちや保護者とよりよい関係の構築や授業準備の成果などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

4　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

<業務の見直し・適正化>

重点取組１ 業務改善の推進	(1)「学校と教師の業務の３分類」に基づく業務の精査
	(2)学校業務の適正化
	(3)よりよい教育課程の編成・実施

<必要な環境整備等>

重点取組２ 働く環境の整備	(1)休暇を取りやすい環境づくり
	(2)柔軟な働き方の推進
	(3)教職員のメンタルヘルス対策の充実
重点取組３ 部活動改革	(1)部活動指導ガイドラインの徹底
	(2)部活動指導員の配置及び地域展開の促進
	(3)適切な部活動運営のための体制整備
重点取組４ 地域・専門人材の活用	(1)支援スタッフの配置
	(2)教育相談体制の強化・充実
	(3)多様な専門性や背景を持つ人材の活用
重点取組５ 意識改革・理解促進	(1)管理職をはじめとする教職員の意識改革
	(2)在校等時間の把握とデータ分析・活用
	(3)保護者・地域への理解促進

※文部科学省が示す「学校と教師の業務の３分類」

学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
　（黒部市ＰＴＡ連絡協議会、地域安全パトロール隊）
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
　（黒部市ＰＴＡ連絡協議会、青少年育成黒部市民会議等）
③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
　（スクール・サポート・スタッフ等）
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
　（地域学校協働本部コーディネーター（予定））
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
　（市教育委員会）

教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答
⑦学校の広報資料・ウエブサイトの作成・管理
⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
⑩校舎の開錠・施錠
⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
⑫校内清掃
⑬部活動

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応
⑮授業準備
⑯学習評価や成績処理
⑰学校行事の準備・運営
⑱進路指導の準備
⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応